

別表第三 無形減価償却資産の耐用年数表

改正後 21年度から適用

種類	細目	耐用年数
漁業権		一〇
ダム使用权		五五
水利権		二〇
特許権		八
実用新案権		五
意匠権		七
商標権		一〇
ソフトウェア	複写して販売するための原本	三
	その他のもの	五
育成者権	種苗法(平成十年法律第八十三号)第	一〇
	その他	八
営業権		五
専用側線利用権		三〇
鉄道軌道連絡通行施設利用		三〇
電気ガス供給施設利用権		一五
熱供給施設利用権		一五
水道施設利用権		一五
工業用水道施設利用権		一五
電気通信施設利用権		二〇

別表第三 無形減価償却資産の耐用年数表

改正前

種類	細目	耐用年数
漁業権		一〇
ダム使用权		五五
水利権		二〇
特許権		八
実用新案権		五
意匠権		七
商標権		一〇
ソフトウェア	複写して販売するための原本	三
	その他のもの	五
育成者権	種苗法(平成十年法律第八十三号)第	一〇
	その他	八
営業権		五
専用側線利用権		三〇
鉄道軌道連絡通行施設利用		三〇
電気ガス供給施設利用権		一五
熱供給施設利用権		一五
水道施設利用権		一五
工業用水道施設利用権		一五
電気通信施設利用権		二〇